

名 称	上 流 端	下 流 端	
江の川	左岸 山県郡北広島町筏津字猿ヶ馬場一万三百四十番十一地先 右岸 山県郡北広島町筏津字矢淵一万三百三十九番一地先	左岸 三次市青河町二千八十八番一地先 右岸 三次市東酒屋町字轆轤谷一万多百七十一番十四地先	左岸 三次市粟屋町二千百二十一番地先 右岸 三次市十日市町一万三百九十九番四地先
小似川	左岸 三次市青河町二千八十八番一地先 右岸 三次市東酒屋町字轆轤谷一万多百七十一番十四地先	江の川への合流点	江の川への合流点
宮地川	左岸 三次市青河町七百二番一地先 右岸 三次市青河町六百九十五番一地先	小似川への合流点	小似川への合流点
上村川	左岸 三次市粟屋町七十六番四地先 右岸 三次市粟屋町八十三番三地先	江の川への合流点	江の川への合流点
板木川	左岸 三次市三和町上板木字山崎二番一地先 右岸 三次市三和町下板木字鉢畦千七百番地先	江の川への合流点	江の川への合流点
陰地川	左岸 三次市三和町羽出庭字湯船山一万千六百四十九番十 六地先の町道橋下流端	板木川への合流点	板木川への合流点
今出原川			

○国土交通省告示第七百六十七号
特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表とのおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和四年七月二十五日

名称 江の川特定都市河川流域

区域 広島県広島市、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、中国地方整備局及び三次河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

江の川特定都市河川

別表

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

